

Q4

けいれん既往者への予防接種について、教えてください。

A

過去にけいれんの既往のある場合は接種要注意者です。

乳幼児期のけいれんは、多くは良性の熱性けいれんですが、一部においては、てんかんへの移行、ごくまれに脳変性代謝疾患、脳血管疾患等のはじまりであることがあります。また、乳幼児期では発達の評価が困難な例もあり、このような症例に予防接種をすると、接種前から存在した「かくれた発達の遅れ」であるのか、「予防接種に関連する発達の遅れ」であるのかを区別することは難しく、すべてを予防接種の副反応としてとらえられてしまうおそれがあります。

しかし、けいれん発生後、どの程度期間をとれば、良性のけいれんか又は神経学的な基礎疾患があるのか、その本態を明らかにすることは、予診段階で100%解明することは現実的には不可能です。

特にけいれんを起こしたことがある人には、けいれんの症状を詳しく聞いたり、必要に応じて脳波の検査を行うなどの注意が必要です。日本小児神経学会によると、熱性けいれんの既往のある小児に現行の予防接種はすべて行ってよいが、有用性、副反応を十分に保護者に説明し同意を得た上で接種することとし、万一けいれんが出現した時、発熱した時の対処について指導することとしています。熱性けいれん最終発作から2～3カ月間観察すれば、上記に留意して接種が可能です。また、主治医の判断で2～3カ月の観察を短縮可としています。15分以上のけいれん発作既往者については、小児科専門医、小児神経専門医の診察、指示のもとで接種する必要があります。

てんかんの既往がある場合でも、事前に保護者への十分な説明と、明示の同意の元に、コントロールが良好であり、最終発作から2～3カ月程度経過していれば可能です。また、発作の状況がよく確認されていて、症状が安定していれば主治医の判断によりいつでも接種が可能です。ACTH療法後は6カ月以上あけて接種します。ただし、主治医の判断で時期の変更は可能です。発熱によってけいれん発作を誘発しやすい重症ミオクロニーてんかんなどでは、発熱時の発作予防策と発作時の対策を保護者に説明しておきます。

詳細は、予防接種ガイドライン（平成20年（2008）3月改訂版：参考2 予防接種要注意者の考え方 2. 過去にけいれんの既往のある者の項 65 - 68頁）を参照してください。